

高校生キャリア支援事業の対象者要件の拡大や
児童扶養手当の制度改正の実施など

【第1号】令和6年度一般会計補正予算

補正額
○○○千円
(内訳)
○○費 ○○○千円
○○費 ○○○千円
○○費 ○○○千円
○○費 ○○○千円

高校生キャリア支援事業の対象者要件の拡大 【主な事業内容】

生活困窮世帯の高校生等を対象に、学習・進学・就労意欲の向上につながるためのセミナー等を開催します。また日常の学習サポートや相談でのきる集合型の学習支援教室を実施するとともに、オンライン学習アプリによる学習環境を提供する他、令和7年度より対象者の要件を拡大し制度の充実を図ります。

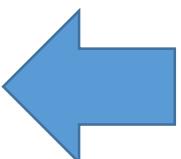
令和7年度の事業実施にあたり、事業者選定及び契約の時期を早め、切れ目のない支援のため早期実施を目指します。

- 対象者（左に該当する世帯の高校生等）
 - ・児童扶養手当を受給している、または同水準の所得のひとり親家庭
 - ・生活保護受給世帯（**令和7年度より拡大**）
 - ・就学援助認定相当の収入の世帯（**令和7年度より拡大**）

児童扶養手当の制度改正

父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童へ手当を支給し、児童の福祉の増進を図るものであります。子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、令和6年11月分（令和7年1月支給）の児童扶養手当から、所得制限限度額の引上げや多子加算の拡充といった制度の改正が行われます。

【改正内容】



●所得制限限度額の引き上げ

	全部支給となる 所得制限限度額 (受給資格者本人の前年所得)		一部支給となる 所得制限限度額 (受給資格者本人の前年所得)	
	所得ベース		所得ベース	
扶養する児童等の数	令和6年 4月～10月分	令和6年 11月分～	令和6年 4月～10月分	令和6年 11月～
	49万円	69万円	192万円	208万円
0人	49万円	69万円	192万円	208万円
1人	87万円	107万円	230万円	246万円

※以降、扶養する児童等1人増加につき、38万円ずつ加算

●多子加算の拡充（児童1人あたりの月額）

第3子以降の加算額を第2子の加算額と同額に引き上げます。

	令和6年4月～10月分	令和6年11月分～
第3子以降加算額	全部支給 6,450円	1万750円
一部支給 6,440円～3,230円	1万740円～5,380円	

（補正額…5612万円）

特別支援学級の新規開設及び学級数を増加

(補正額：978万9千円)

令和7年4月に特別支援学級の新規開設や特別支援学級設置校の学級数を増加するため、教室の改修等を行います。

●知的障害特別支援学級（新規開設）

二和小、葛飾中、芝山中

●自閉症・情緒障害特別支援学級（新規開設）

塙田小、豊富小、小室小、行田中

●学級数の増加により修繕が必要な学校（自閉症・情緒障害特別支援学級）

市場小、薬円台南小、湊中、二宮中、習志野台中

教育活動のための学習バスの運行増加に対応

(補正額：1756万2千円)

イメージ写真
など

●名称（仮称） 船橋日大前駅東口第三自転車等駐車場

船橋日大前駅東口第一自転車等駐車場が令和7年4月末をもって閉鎖予定であることから、代替の自転車等駐車場を整備します。

●名称（仮称） 船橋日大前駅東口第三自転車等駐車場

(補正額：825万円)

位置図
など

●収容台数

自転車 原動機付自転車 月ぎめ228台
月ぎめ27台

●供用開始

令和7年5月供用開始予定

各校の教育活動の円滑な実施と保護者の経済的負担軽減を目的に、学習バスの継続的な運航を行うため学習バスの一括借り上げ契約を行い運行業務を委託しています。しかしながら、バス需要の高まりによって遠方の事業者による運航が増加しており、当初予算額より支出額が多くなることが見込まれるため補正をするものです。

小学校に昇降機を設置 (補正額：2552万円)

教育環境の改善を図るため、小学校へ昇降機を設置するため、設計業務委託を行います。

法典地域包括支援センターのサブセンター開設に向けた修繕を実施

(補正額：454万3千円)

第9期介護保険事業計画で整備を計画している法典地域包括支援センターのサブセンター等を、令和7年に旧西老人デイサービスセンター跡に開設するため、必要な内装や照明の修繕等を行います。

掲載議案 候補2

東部公民館の使用料の変更

【第4号】公民館条例の一部を改正する条例

東部公民館の改修工事により集会室の増設や音楽室の新設等にあたり、施設使用料を規定するため所要の改正を行うものです。

講堂	4 9 9 0 円
第一集会室	5 9 0 円
第二集会室	9 9 0 円
第三集会室	9 9 0 円
第一和室	5 9 0 円
第二和室	5 9 0 円
第三和室	5 9 0 円
実習室	9 9 0 円

講堂	4 9 9 0 円
第一集会室	5 9 0 円
第二集会室	<u>5 9 0 円</u>
第三集会室	<u>5 9 0 円</u>
第四集会室	<u>5 9 0 円</u>
第五集会室	<u>9 9 0 円</u>
第六集会室	<u>9 9 0 円</u>
和室	5 9 0 円
実習室	9 9 0 円
音楽室	<u>9 9 0 円</u>

掲載議案 候補4

老人福祉センターの指定管理者を指定

【第6号～第10号】

市老人福祉センターの指定管理者の指定について

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの市内の各老人福祉センターの指定管理者を指定するものです。

【東老人福祉センター】

● 指定管理者 公益財団法人船橋市福祉サービス公社

● 指定管理者 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会
● 指定管理者 社会福祉法人清和会

建物外観写真
など

都市計画道路3・4・27号線橋りょう上部工工事に係る 請負契約を締結

【第5号】都市計画道路3・4・27号線橋りょう上部工工事に係る 請負契約の締結について

都市計画道路3・4・27号線前原東飯山満町線における、市道001-136号線を横断する橋りょうの上部工工事を行います。都市計画道路の整備において、交通渋滞の緩和や道路利用者の安全性向上、日常生活の利便性向上、災害時の避難路の確保を目的とし、本工事では、橋りょう上部工の工場製作及び架設等を行います。

● 契約金額 7億3589万1090円

● 工期